

－ 医師の働き方改革について －

# 特例水準の指定申請について

令和5年7月25日

北海道 保健福祉部 地域医療推進局 地域医療課

# 令和5年度における特定労務管理対象機関の指定等について

地 医 第 2 1 3 0 号  
令和5年(2023年)3月31日

各病院管理者 様  
各有床診療所管理者

北海道保健福祉部地域医療推進局長

令和5年度(2023年度)における特定労務管理対象機関の指定等について(依頼)

本道の地域医療行政の推進に当たりましては、日頃より格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年(2024年)4月から医師に対しても時間外・休日労働の上限規制が適用となり、勤務医については、原則年960時間が上限とされ、地域医療提供体制の確保や医師の技能向上の観点から、やむを得ず長時間労働を行わなければならない場合は、その業務内容に応じた特定労務管理対象機関(いわゆるB水準、連携B水準、C-1水準、C-2水準)の指定を受ける必要があります。

つきましては、令和5年度(2023年度)における道への指定申請方法を次のとおりとしますので、指定を受けることを予定されている医療機関におかれましては、早期に準備を進めていただきますようお願いいたします。

また、各医療機関における指定申請の有無や時期等を把握するため、意向調査を実施しますので、御協力くださいますようお願いいたします。

記

## 1 指定申請方法等

### (1) 受付開始日

令和5年(2023年)4月1日

### (2) 申請方法

ア 郵 送(紙媒体)

(ア) 送付先: 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道 保健福祉部 地域医療推進局 地域医療課 医師確保係

(イ) 送付部数: 1部

イ オンライン(医療機関等情報支援システム(G-MIS))

(ア) ログインページ: <https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>

(イ) 自院のアカウントを使用してください。

### (3) 申請期限及び指定時期

令和5年度(2023年度)については、3回に分けて指定を行うこととし、それぞれ設定する申請期限までに受理したものについて、指定手続きを行います。

「令和5年度特定労務管理対象機関の指定に係るスケジュール」は別添1のとおり。

区分	申請期限	指定時期
1回目	令和5年(2023年)6月30日(金)	令和5年(2023年)8月下旬頃
2回目	令和5年(2023年)9月29日(金)	令和5年(2023年)12月下旬頃
3回目	令和5年(2023年)11月30日(木)	令和6年(2024年)2月下旬頃

(4) 指定対象医療機関及び指定要件  
別添2のとおり

### (5) 提出書類

- ア 提出書類一覧  
別添3のとおり  
イ 提出書類様式  
別添4のとおり

## 2 特定労務管理対象機関の指定に係る意向調査

### (1) 回答方法

北海道電子自治体共同システム簡易申請

短縮URL: <https://www.harplg.jp/d921q3z9>

通常URL: <https://www.harplg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=d921q3z9>



### (2) 回答期限

令和5年(2023年)4月28日(金)までにご回答くださいますようお願いいたします。

## 3 その他留意事項

### (1) 医療機関勤務環境評価センターの評価の早期受審について

特定労務管理対象機関の指定を受けるためには、道への指定申請前に、医療機関勤務環境評価センター(以下「評価センター」という。)の評価を受審する必要があります。

現時点で、評価センターに必要な書類を提出してから評価結果が通知されるまで、最低でも4か月を要するとされていますが、今後、特定の時期に評価受審が集中した場合、さらに時間を要することが懸念されておりますので、可能な限り早期の評価受審に向け、準備を進めていただきますようお願いいたします。

### (2) 道の支援について

道では、平成27年に医療勤務環境改善支援センターを設置しており、医師の働き方改革についても、医療労務管理アドバイザーや医業経営アドバイザーが、各医療機関からの相談に応じるとともに直接医療機関に出向いて支援を行うほか、宿日直許可の取得に関しても、各種相談への助言はもとより労働基準監督署に同行するなど、医療機関へのきめ細かな支援を実施していますので御活用ください。

#### 【北海道医療勤務環境改善支援センター】

札幌市中央区北4条西6丁目毎日札幌会館3階 北海道総合研究調査会内

TEL:011-200-4005 MAIL: [iryo-center@hit-north.or.jp](mailto:iryo-center@hit-north.or.jp)

FAX:011-222-4105 URL: <http://iryokinmukankyo.sakura.ne.jp/hp/>

### (3) 別添資料について

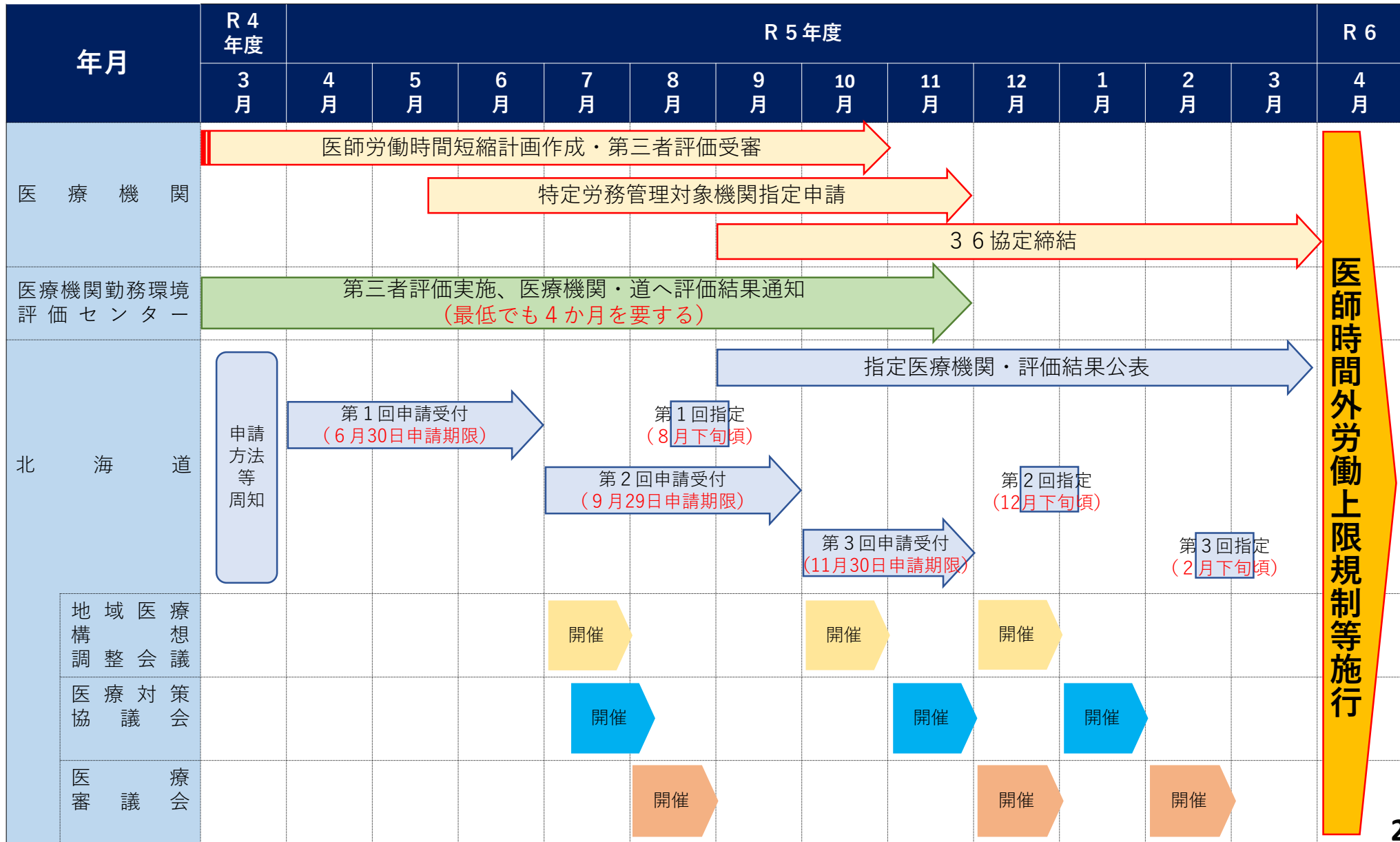
別添1～4については、地域医療課のホームページからダウンロード願います。

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/hatarakikata.html>

〔担当 地域医療課医師確保係 長野〕  
011-231-4111(内線25-329)

# 令和5年度特定労務管理対象機関の指定に係るスケジュール

別添 1



医師時間外労働上限規制等施行

# 指定対象医療機関について①

別添2

特定労務管理対象機関の指定の対象となる医療機関は次のとおりです。

## 1 特定地域医療提供機関 (B水準)

○ 次に掲げる医療のいずれかを提供するために、医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認められる業務がある病院又は診療所

### (1) 救急医療 (医療法第113条第1項第1号)

※ 二次救急医療機関であって、右記要件に該当しない場合は、(3)のケに該当する医療機関として申請することが可能です。

ア 北海道医療計画において三次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所  
イ 北海道医療計画において二次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所であって、次に掲げる要件を満たすもの  
(ア) 年間の救急車の受入件数が1,000件以上又は当該病院若しくは診療所が表示する診療時間以外の時間、休日若しくは夜間に受診した患者のうち、診察後直ちに入院となった患者の数が年間500人以上  
(イ) 医療法第30条の4第2項第4号(5疾病)又は第5号(5事業)の事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所

### (2) 居宅等における医療 (医療法第113条第1項第2号)

ア 在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所  
イ その他居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たしていると認められる医療機関

### (3) 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療(医療法第113条第1項第3号)

ア がん	(ア) がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、北海道がん診療連携指定病院、小児がん拠点病院、小児がん連携病院 (イ) その他がん医療を行っている医療機関
イ 脳卒中	脳卒中の急性期医療を行っている医療機関
ウ 心筋梗塞等の心血管疾患	急性心筋梗塞等の急性期医療を行っている医療機関
エ 精神疾患	(ア) 精神科救急医療体制整備事業の参加病院 (イ) 20歳未満の精神疾患を有する患者の診療を行っている医療機関
オ へき地医療	(ア) 地域医療支援病院、へき地医療拠点病院、地方・地域センター病院 (イ) その他巡回診療や代診医の派遣等、へき地の診療支援を行っている医療機関
カ 周産期医療	(ア) 周産期母子医療センター (イ) その他分娩を行っている医療機関
キ 小児医療	(ア) 小児地域医療センター、小児地域支援病院、小児救急医療支援事業参加病院 (イ) その他小児医療を行っている医療機関
ク 移植医療	臓器提供施設、移植施設、生体臓器移植を行っている医療機関
ケ その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると知事が認めた医療機関	当該医療機能に係る業務について、個別に内容を確認し、本項目に該当することが適当と認められる医療機関

# 指定対象医療機関について②

<p><b>2 連携型特定地域医療提供機関</b> (連携B水準) (医療法第118条第1項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療提供体制の確保のため他の医療機関に医師の派遣を行うことによって、派遣をされる医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認められる病院又は診療所</li> <li>○ 医師の派遣は、当該病院又は診療所の管理者の指示により行われるもののほか、管理者が医療提供体制の確保のために必要と認めたもの</li> </ul>
<p><b>3 技能向上集中研修機関</b> (C-1水準)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医師法第16条の2第1項の都道府県知事が指定する病院若しくは医師法第16条の11第1項の研修を行う病院又は診療所であって、研修を受ける医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として次に掲げる業務があると認められる病院又は診療所</li> </ul>
<p><b>(1) 臨床研修病院</b> (医療法第119条第1項第1号)</p>	<p>臨床研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより基本的な診療能力を身に付けるために、医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認められるもの</p>
<p><b>(2) 専門研修を行う医療機関</b> (医療法第119条第1項第2号)</p>	<p>当該研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより最新の知見及び技能を修得するために、医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認められるもの</p>
<p><b>4 特定高度技能研修機関</b> (C-2水準) (医療法第120条第1項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定分野（日本専門医機構が定める19基本領域）における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の修得のための研修を行う病院又は診療所であって、医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認められる業務がある病院又は診療所</li> </ul>

# 特定労務管理対象機関の指定要件

	要件
1	<p>労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること            (1) 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること            (2) 次に掲げる事項が全て記載されていること</p> <p>ア 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況            イ 当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標            ウ 当該医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項            エ アからウに掲げるもののほか当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項            オ 臨床研修又は専門研修を効率的に行うための取組に関する事項 <b>【技能向上集中研修機関のみ】</b></p>
2	<p>医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること</p>
3	<p>当該医療機関の管理者が、労働基準法又は最低賃金法の規定に違反する行為を行い、刑事訴訟法の規定による送致又は送付が行われ、その旨が公表された日から1年を経過していないものがないこと</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>〈労働基準法・最低賃金法の規定〉</p> <p>労働基準法：第24条(賃金の支払)、第32条(労働時間)、第34条(休憩)、第35条第1項(休日)、第36条第6項(第2号及び第3号に係る部分に限る。)(時間外及び休日の労働)、第37条第1項及び第4項(時間外、休日及び深夜の割増賃金)、第141条第3項(時間外及び休日の労働)</p> <p>最低賃金法：第4条第1項(最低賃金)</p> </div>
4	<p><b>【特定高度技能研修機関のみ】</b>            当該研修を受ける医師は、次に掲げる事項を記載した高度な技能を修得するための研修に関する計画が作成された者であって、研修を受けることが適当であることについて、厚生労働大臣の確認を受けた者であること</p> <p>(1) 計画期間            (2) 研修において修得しようとする技能に係る特定分野に関する事項            (3) 当該技能の内容に関する事項            (4) 上記のほか、当該技能の修得に関する事項</p>

# 特定労務管理対象機関指定申請に係る提出書類一覧

別添 3

区分	特定地域医療提供機関 (B水準)	連携型特定地域医療提供機関 (連携B水準)	技能向上集中研修機関 (C-1水準)	特定高度技能研修機関 (C-2水準)
申請書	特定地域医療提供機関指定申請書 (様式1)	連携型特定地域医療提供機関指定申請書 (様式2)	技能向上集中研修機関指定申請書 (様式3)	特定高度技能研修機関指定申請書 (様式4)
添付書類	<p>○様式5-1                      「別添2」の1のうち、(1)のア、(2)のア、(3)のアの(ア)、(3)のイのうち北海道医療計画第8章別表5に明示されている医療機関、(3)のウのうち北海道医療計画第8章別表7に明示されている医療機関、(3)のエの(ア)、(3)のオの(ア)、(3)のカの(ア)、(3)のキの(ア)に該当する医療機関については提出不要</p> <p>○様式5-2                      〈医療法第113条第1項に規定する業務があることを証する書類〉</p>	<p>○様式6                      〈医療法第118条第1項の指定に係る派遣の実施に関する書類〉</p>	<p>○様式7                      ○当該水準を適用予定の専攻医が参加する専門研修プログラム</p> <p>〔臨床研修プログラムは提出不要〕</p> <p>〈医療法第119条第1項の指定に係る業務があることを証する書類〉</p>	<p>○様式8                      ○厚生労働省審査組織に申請した医療機関申請書                      ○当該水準適用の該当者の技能研修計画 (指定後すぐに該当者がいる場合)</p> <p>〈医療法第120条第1項の指定に係る業務があることを証する書類〉</p> <p>○厚生労働省審査組織による審査結果の通知書 (教育研修環境関係)                      ○厚生労働省審査組織による審査結果の通知書 (技能研修計画関係) (指定後すぐに該当者がいる場合)</p> <p>〈医療法第120条第1項の確認を受けたことを証する書類〉</p>
	( 共 通 書 類 )			
	○令和6年度に係る医師労働時間短縮計画 (案)			
	○医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書 〈医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類〉 〈医療法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類〉			
	○誓約書 (様式9) 〈医療法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類〉			

※審査のため、上記以外にも書類提出を依頼する場合があります。

# 特定労務管理対象機関の指定等について（地域医療課ホームページ）

北海道  
北海道トップ

カテゴリから探す  
組織から探す  
防災情報

HOME > 保健福祉部 > 地域医療推進局地域医療課 > 医師の働き方改革について

医師の働き方改革について

ページ内目次 [医師の働き方改革について](#)

## 医師の働き方改革について

### 特定労務管理対象機関の指定等について

#### 令和5年度（2023年度）における指定申請方法等

##### （1）受付開始日

令和5年（2023年）4月1日

##### （2）申請方法

###### ア 郵送（紙媒体）

（ア）送付先：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道 地域医療推進局 地域医療課 医師確保係

（イ）送付部数：1部

###### イ オンライン（医療機関等情報支援システム（G-MIS））

（ア）ログインページ：<https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>

（イ）自院のアカウントを使用してください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/hatarakikata.html>

##### （3）申請期限及び指定時期

令和5年度（2023年度）については、3回に分けて指定を行うこととし、それぞれ設定する申請期限までに受理したのものについて、指定手続きを行います。

区分	申請期限	指定時期
1回目	令和5年（2023年）6月30日（金）	令和5年（2023年）8月下旬頃
2回目	令和5年（2023年）9月29日（金）	令和5年（2023年）12月下旬頃
3回目	令和5年（2023年）11月30日（木）	令和6年（2024年）2月下旬頃

※ 令和5年度特定労務管理対象機関の指定に係るスケジュール（別添1）[（PDF 586KB）](#)

##### （4）指定対象医療機関及び指定要件

[別添2（PDF 782KB）](#)

##### （5）提出書類

ア 提出書類一覧 [（別添3）（PDF 528KB）](#)

イ 提出書類様式 [（別添4）（ZIP 229KB）](#)



○ **A水準を予定している医療機関は、特定労務管理対象機関の申請の必要性について、改めて、自己点検をお願いします。**

- ・ A水準を予定し、現在、宿日直許可の取得に向けた準備を進められている医療機関におかれては、許可が取得できなかった場合の医師の労働時間を確認の上、特定労務管理対象機関の申請の必要性について、改めて、ご点検ください。

○ **特例水準の適用を予定している医療機関は、追加的健康確保措置のシミュレーションの実施をお願いします。**

- ・ 特定労務管理対象機関の申請を予定している医療機関におかれては、実際に勤務計画を作成することとなった段階で、診療機能を縮小しなければシフトが組めないといったことが生じないように、勤務間インターバルを前提とした勤務計画を作成の上、円滑に動くかどうかのシミュレーションの実施をご検討ください。

## ○ 特定労務管理対象機関の指定に向け早期の準備をお願いします。

- 医療機関勤務環境評価センターの評価については、現時点でも、必要書類を提出してから評価結果が通知されるまで、最低4か月を要するとされていますが、今後、評価受審が集中した場合、さらに時間を要することが懸念されますので、早期の評価受審に向け、宿日直許可の取得や医師労働時間短縮計画の策定など、準備を進めていただくようお願いします。

評価センター受審申込 受付状況

令和5年7月17日現在

都道府県名	申込件数
北海道	16
青森県	4
岩手県	5
宮城県	11
秋田県	1
山形県	3
福島県	3
茨城県	4
栃木県	6
群馬県	2
埼玉県	20
千葉県	17
東京都	38
神奈川県	23
新潟県	2
富山県	2
石川県	3
福井県	2
山梨県	2
長野県	5
岐阜県	10
静岡県	10
愛知県	22
三重県	5

都道府県名	申込件数
滋賀県	6
京都府	11
大阪府	26
兵庫県	10
奈良県	4
和歌山県	1
鳥取県	1
島根県	2
岡山県	4
広島県	5
山口県	3
徳島県	2
香川県	2
愛媛県	2
高知県	5
福岡県	26
佐賀県	3
長崎県	1
熊本県	3
大分県	3
宮崎県	2
鹿児島県	5
沖縄県	4

合計	347
----	-----

※受審申込医療機関に関する個別のお問い合わせはご連絡くださいますようお願いいたします。

## 医師の働き方改革の制度について

いきいき働く医療機関サポートWeb（厚生労働省Webサイト）

<https://iryoku-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/explanation>  
制度に関するFAQも掲載されています

## 特定労務管理対象機関の指定手続きに関することについて

医師の働き方改革について（北海道保健福祉部地域医療課Webサイト）

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/hatarakikata.html>

## 労務管理や医師の働き方改革に関連する個別相談について

北海道医療勤務環境改善支援センター  
別添チラシ参照

# 北海道医療勤務環境改善支援センター

※北海道医療勤務環境改善支援センターは、医療法第30条の21に基づき北海道が設置したものです。

- ✓ 医師の働き方改革
- ✓ 特例水準／時短計画
- ✓ 職場の勤務環境改善

相談無料

北海道医療勤務環境改善支援センターでは、医師の時間外労働の上限規制への対応や宿日直の申請等に関する無料相談のほか、北海道内の医療機関にアドバイザーを派遣し、働きやすい職場づくりなどの支援を行っています。

まずは、お気軽にご相談ください /



医療機関のニーズに応じて、専門のアドバイザーが相談・個別支援を行います。

## 医療労務管理アドバイザー

主に社会保険労務士の資格を持つアドバイザーです。労務管理や医師の働き方改革に関する相談に対応します。

## 医業経営アドバイザー

主に医業経営コンサルタントの認定登録を行っているアドバイザーです。

◎ ご相談は電話・メール・FAX・ホームページから

相談 申込 FAX	医療機関名	
	担当者名	TEL ( ) - MAIL
	相談内容 <input type="checkbox"/> 労務管理 <input type="checkbox"/> 業務改善 <input type="checkbox"/> 医師の働き方改革 <input type="checkbox"/> 院内研修 <input type="checkbox"/> その他	
北海道医療勤務環境改善支援センター		
〒060-0004 札幌市中央区北4条西6丁目毎日札幌会館3階 一社) 北海道総合研究調査会(略称 HIT)内		
TEL	011-200-4005	MAIL iryo-center@hit-north.or.jp
FAX	011-222-4105	HP <a href="http://iryoukinmukankyo.sakura.ne.jp/hp/">http://iryoukinmukankyo.sakura.ne.jp/hp/</a>

開所時間 | 平日 9:00 ~ 17:00 ※土日祝・夏期・年末年始休業日を除く

## 1 医療機関における基本的な労務管理に関する相談対応

- ◎2024年4月からは、医師の時間外・休日労働の上限規制が適用されます。
- ◎医療機関においては、医師の労働時間を計画的に短縮するための取組が求められています。

### 基本的な労務管理に関する相談

- ・医師や職員の労働時間の把握について
- ・宿日直の申請について
- ・36協定の締結について
- など

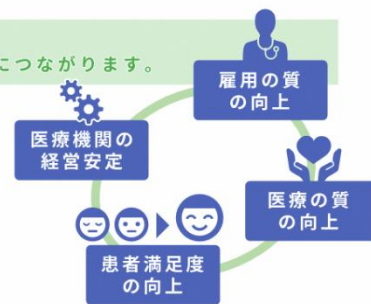
### 医師の働き方改革に関する相談

- ・時間外労働の上限規制への対応について
- ・勤務間インターバルについて
- ・特定労務管理対象機関の申請について
- ・「医師労働時間短縮計画案」の作成について
- など

## 2 医療機関の勤務環境改善に向けた個別支援

働きやすい職場づくりを行うことで、  
◎人材の定着 ◎医療の質の向上 ◎経営の安定につながります。

- ・ハラスメントの予防や院内の体制づくり
- ・職員の定着率向上に向けた取組
- ・キャリアアップ・スキルアップのための仕組みづくり
- ・看護師やコメディカルの働き方や業務改善
- ・病院のニーズに応じた院内研修の企画・運営、講師の派遣
- など



## 3 医療機関の勤務環境改善を目的とした各種研修の企画・運営

- ◎全道の医療機関を対象とした各種研修会を企画・運営しています。
- ◎開催案内は各医療機関に郵送・センターのホームページへ掲載します。

### 令和5年度の研修予定

医師の働き方改革への準備セミナー(仮)	・全道12カ所で開催 札幌、小樽、岩見沢、滝川、旭川、名寄、帯広、釧路、北見、苫小牧、室蘭、函館 ・令和5年6月～8月にかけて順次開催予定
特定労務管理対象機関の指定手続きと追加的健康確保措置に関するセミナー(仮)	・特定労務管理対象機関の指定の手続きやスケジュール、指定後に実施する追加的健康確保措置について ・令和5年6月～7月頃、札幌市内で開催予定
医療機関における働き方改革の取組事例報告セミナー(仮)	・医療機関の勤務環境改善にかかる具体的な取組事例を紹介 ・令和6年2月～3月頃、札幌市内で開催予定